

SHINJUKU♥しんぽ 参加申込書

「新宿区健康ポイント事業利用規約」に同意をした上で次のとおり参加を申込みます。

フリガナ				性別	男 ・ 女
氏名					
生年月日	(西暦)	年	月	日	
住所	〒 - 東京都新宿区				
電話番号			ニックネーム		
身長 (任意記入)	cm		体重 (任意記入)	kg	

☐ スマホアプリでの参加はしていません。 ☐ これまでSHINJUKU♥しんぽに参加したことはありません。

アンケートにご協力ください

Q1. 「SHINJUKU♥しんぽ」を何で知りましたか?(〇はいくつでも)

- (1)新宿広報 (2)チラシ・ポスター (3)ホームページ (4)SNS(ツイッター、フェイスブック) (5)知人からの紹介
(6)その他()

Q2. 「SHINJUKU♥しんぽ」に参加しようと思った理由は何ですか?(〇はいくつでも)

- (1)健康のため (2)アプリや活動量計で歩数を測ることに興味があるから (3)景品がもらえるから
(4)活動量計が無料でもらえるから (5)知人や家族に勧められたから (6)ウォーキングに興味があるから
(7)新型コロナ流行下の外出自粛・リモートワーク等による運動不足を解消したいから
(8)その他()

Q3. 「SHINJUKU♥しんぽ」参加前のあなたの外出頻度は、どれくらいでしたか?(〇は一つ)

- (1)ほぼ毎日 (2)週4～5日程度 (3)週2～3日程度 (4)週1日程度 (5)週1日程度より少ない

Q4. 「SHINJUKU♥しんぽ」参加前は、あなたはどの程度歩いていましたか?

歩数がわからない方は、歩行時間10分あたり1,000歩に換算してお答えください。(〇は一つ)

- (1)3,000歩未満 (2)3,000歩～5,000歩未満 (3)5,000歩～8,000歩未満
(4)8,000歩～10,000歩未満 (5)10,000歩以上

Q5. 「SHINJUKU♥しんぽ」参加前は、あなたは毎日どれくらい体を動かしてましたか?(〇は一つ)

※ここでの「体を動かす」とは、普通の歩行や犬の散歩、掃除、自転車に乗る、速歩などを言います。

- (1)20分以上40分未満 (2)40分以上60分未満 (3)60分以上 (4)ほとんど動かすことはなかった
(5)わからない

Q6. 「SHINJUKU♥しんぽ」参加前は、あなたの運動状況(ウォーキングやその他の運動やスポーツを含む)はどれに当てはまりますか?(〇は一つ)

- (1)運動をしていなかった、また運動を始める予定もなかった
(2)運動をしていなかったが、近い将来(6か月以内)に始めたいと思っていた
(3)運動はしていたが、定期的ではなかった (4)定期的に運動をしていたが、始めて6か月以内であった
(5)6か月以上、定期的に運動していた

事務局欄

令和4年度

活動量計
版

参加者
募集中

楽しく歩いて健康に!

SHINJUKU♥しんぽ

活動量計
もらえます!

歩/数を
チェックして
楽しく健康管理!



活動量計



しんじゅく健康フレンズ
ケンゾウ

活/動量計を
端末にタッチする
だけで歩数を
お手軽送信!



抽/選でプレゼント
が当たる!

- ・選べるカタログギフト
- ・1000円分のQUOカードなど

データ送信用端末
区内27カ所に設置
※画像はイメージとなります。

すでにご参加いただいている方は再度登録していただく必要はありません。

ポイント対象期間

◆期間の途中からでもご参加いただけます。

1期: 6月1日(水)～ 8月31日(水)
2期: 9月1日(木)～ 11月30日(水)
3期: 12月1日(木)～ 2月28日(火)

募集人数

先着500名

参加対象

令和4年4月1日時点で満18歳以上、
且つ新宿区に住民登録のある方

お問合せ窓口

カラダライブコールセンター

ナビダイヤル 0570-077-122

受付時間/平日9:00～18:00(年末年始は除く)※サービス名は「新宿区」とお伝えください。



新宿区 健康部健康づくり課 健康づくり推進係
新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル4階 TEL 03-5273-3047 / FAX 03-5273-3930

歩いて楽しくポイントが ためられます！

活動量計では…



毎日の歩数、消費カロリー等を表示します。
過去2週間分まで歩数を確認することができます。

あなたの健康を
応援します！



歩数を送るデータ送信用端末では… (区内27か所に設置)



※イメージ

月間の歩数の変化が分かります。

参加者のランキングも確認することができます。

参加の流れ

1 活動量計を受け取る

参加申込書を記入して、
各窓口までお申し込みください。

■新宿区 健康部 健康づくり課 健康づくり推進係

新宿区新宿五丁目18番14号 新宿北西ビル4階

■保健センター

●牛込保健センター

新宿区矢来町6
(旧都立市ヶ谷商業高校)

●四谷保健センター

新宿区四谷三栄町10番16号

●東新宿保健センター

新宿区新宿七丁目26番4号

●落合保健センター

新宿区下落合四丁目6番7号

2 指定のデータ送信用端末で歩数データを送信



かざす

活動量計の歩数をデータ送信用端末で送信！

※データ送信用端末は保健センター・健康づくり課・特別出張
所等に設置しています。詳細はHPをご確認ください。

健康のために
生活の中でどのくらい体を
動かせばいいの？

●目安

18～64歳

1日60分(約6,000歩相当)以上

65歳以上

1日40分(約4,000歩相当)以上

3 ポイント対象期間ごとに300ポイントを貯めると自動で抽選対象に

●景品

特 賞	選べるカタログギフト	7名様
一般賞A	QUOカード 1,000円券	300名様
一般賞B	新宿区立文化施設ペアチケットセット	5名様

●協賛賞

テルマー湯賞	「テルマー湯」一般利用ペアチケット	10名様
レガス賞	新宿コズミックスポーツセンタースポーツ プログラム「レガスボ」回数券(3回分)	5名様

データ送信用
端末で定期的に
歩数を送信してね！



しんじゅく健康フレンズ 菜々

●ご協力団体のご紹介



公益財団法人 新宿未来創造財団



SHINJUKU 天然温泉 Spa-La

テルマー湯



更に詳しい情報はHPへ▶<https://shinjuku.karada.live/> ※スマホアプリでも参加することができます。

新宿区健康ポイント事業利用規約

この利用規約(以下「本規約」といいます。)は、「新宿区健康ポイント事業」において提供する全てのサービス(以下「本サービス」をいいます。)について、本サービスの参加者(以下「参加者」といいます。)が使用する際の条件を記したものです。参加者は、あらかじめ本規約に同意した上で本サービスを利用するものとします。なお、本規約は、第16条に基づき改訂することがあります。本サービスを利用する際は、最新の本規約を参照してください。

(参加条件)

第1条 参加者は、本規約に同意する者でなければなりません。

2 第6条により区から本サービス専用の活動量計(以下「活動量計」といいます。)の配付を受ける参加者は、前項に定めるもののほか次に掲げる条件を全て満たしている者でなければなりません。

(1)新宿区(以下「区」といいます。)に住民登録があること。

(2)参加申込みを行う年の4月1日現在において満18歳以上であること。

3 既に参加者となっている者は、追加で第3条の参加申込みをすることはできません。

(利用条件)

第2条 本サービスのうち、新宿区健康ポイントアプリ(以下「アプリ」といいます。)を利用する参加者又は第7条第2項に定めるポイントの確認を指定のホームページから行う参加者は、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備し、利用可能な状態にする必要があります。また、参加者自身の費用と責任において、電気通信サービス又は電気通信回線を経由してインターネットに接続するものとします(アプリのダウンロードやバージョンアップ、利用、正常に動作しないことによる再設定等)により発生するパケット通信料を含みます。)。

(参加申込み)

第3条 参加申込みは、歩数を測定する手段により、次のいずれかの方法で行うものとします。

(1)アプリによる場合、アプリのダウンロード及び利用登録

(2)活動量計による場合、区の指定する申込用紙及びアンケートの提出

(参加資格の取消し)

第4条 区は、参加者が本サービスの参加条件を満たさなくなった場合、参加申込時の登録又は記載事項に虚偽があった場合その他参加者として不適切と判断した場合、参加者に事前に通知することなく、その裁量により、参加者に対し本サービスの利用停止及び活動量計の返却を求めることができるものとします。

2 区並びに区が本サービスの提供に当たり業務委託する事業者及び当該事業者から一部業務の再委託を受ける事業者(以下「運営者」といいます。)は、前項により参加者に発生した損害、不利益について、一切賠償する義務を負わないものとします。

(参加者の退会)

第5条 参加者は、本サービスからの退会を希望する場合、アプリの場合はアプリ内で退会の手順を、活動量計の場合は区の指定する退会届出用紙の提出及び活動量計の返却を行うものとします。

(活動量計の配付・管理)

第6条 活動量計は、原則として第3条第2項の申込みの際に区から直接配付します。

2 配付した活動量計を第三者へ貸与、譲渡、販売、質入れその他の担保とすることは禁止します。

3 配付した活動量計が故障、破損、汚損、棄損した場合、運営者による修理や再配付は行いません。参加の継続を希望する場合、アプリへの切り替え、又は区に届け出た上で自らの費用による修理若しくは活動量計の購入が必要となります。

(歩数データの測定・収集・確認及びポイントの獲得)

第7条 スマートフォンにより測定した歩数データは、測定した日から30日以内にアプリを起動することで収集され、1日当たりの歩数に基づきポイントを獲得します。30日を超えて、アプリを起動した場合は歩数データを収集できない場合があります。歩数データ及び獲得したポイントは、アプリで確認することができます。

2 活動量計により測定した歩数データは、測定した日から90日以内に、区が設置するデータ送信用端末(以下「データ送信端末」)に活動量計をかざすことで収集され、1日当たりの歩数に基づきポイントが付与されます。90日を超えたデータは順次消去されます。活動量計により測定した歩数データ及び付与されたポイントは、データ送信端末又は指定のホームページで確認することができます。

3 ポイントの対象期間(以下「対象期間」といいます。)は運営者が定めるものとします。システムの都合により対象期間以外にもポイントが付きますが、これは無効とします。

(ポイントの管理)

第8条 参加者は、保有するポイントを他の参加者に譲渡することや、参加者間でポイントを共有することはできません。

2 ポイントの有効期限は、前条第3項により運営者が定めたポイントの対象期間にポイントを獲得した日から当該対象期間に対応する抽選日までです。

3 区は、参加者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、参加者に事前に通知することなく、参加者が保有するポイントの全部又は一部を取り消すことができます。

(1)違法又は不正行為があった場合

(2)本規約その他運営者が定めるルール等に違反があった場合

(3)その他区がポイントを取り消すことが適当と判断した場合

4 運営者は、取消し又は消滅したポイントについて、何らの補償も行わず、一切の責任を負いません。

(景品)

第9条 区は、一定のポイントを貯めている参加者を対象として抽選を行い、景品を送付します。

2 景品を返品・交換することはできません。

3 景品の受領又は使用の結果発生した損害について、運営者は責任を負いません。

(アンケートへの協力)

第10条 参加者は、第3条第2項のアンケートのほか、運営者が本サービスに係り実施するアンケートに協力するよう努めるものとします。

(個人情報の収集・利用・提供・消去等)

第11条 参加者は、本サービスを受けるのに当たって、運営者に対し次の情報を提供するものとします。ただし、アプリによる参加者で、第9条第1項の抽選に参加しない者はこの限りではありません。

(1)氏名

(2)生年月日

(3)性別

(4)住所

(5)電話番号

(6)メールアドレス

2 参加者は、前項で提供した情報に変更があったときは、速やかに区宛て変更後の情報を提供するものとします。運営者は、この提供により参加者に発生した損害、不利益等について、一切賠償する義務を負わないものとします。

3 参加者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める情報を提供することで、本サービスで測定した歩数による消費カロリー及びBMIを確認することができます。

(1)身長

(2)体重

4 前3項により提供された情報、第3条第2項及び第10条によるアンケートの回答、第7条による歩数及びポイントその他本サービスにより収集される情報及びデータは、全て区に帰属し、区の監督の下、業務委託する事業者(当該事業者から一部業務の再委託を受ける事業者を含む。以下本条において同じ。)が管理します。

5 運営者は、本サービスで得た個人情報を、本サービスに関する参加資格確認、通知、連絡、アンケート調査、景品の発送に利用させていただく場合があります。

6 運営者は、本サービスで取得した個人情報を、前項の用途以外に使用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させることはありません。

7 運営者は、本サービスから得た情報及びデータを、個人が特定できない形で統計・分析等に利用することがあります。

8 事業者は、本サービスが終了する場合、区が第4条第1項による参加資格の取消しを行った場合、又は参加者が第5条の退会を行った場合には、速やかに、業務を行うために区から提供され、又は事業者が収集し、若しくは作成した当該参加者に関する個人情報が記録された資料等を区に返還し、又は引き渡し、事業者が業務を行うに当たり事業者の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去します。

(著作権、財産権その他の権利)

第12条 本サービスに含まれるコンテンツ及び個々の情報、商標、画像、デザイン等に関する著作権、商標権その他の知的財産権及びその他の財産権は、全て運営者又は正当な権利者に帰属しています。

2 参加者は、本サービスの著作権等を侵害することはできません。したがって、運営者は、本規約に従ったのみ、参加者の使用を許諾いたします。また、本サービスの全部又は一部を修正、改造し、これらに基づいて二次的著作物を創作することはできません。

3 本規約に定めのない事項については、著作権法その他の知的財産保護に関する法律が適用されます。

4 違反行為については、その違反行為を運営者が差し止める権利及び当該違反行為によって得た利益相当額を運営者の損害賠償額として請求できることとします。

(免責事項)

第13条 本サービスは、参加者自身の責任において利用していただきます。また、以下の各号に掲げる事項にあらかじめ了承するものとします。

(1)運営者は、揭示された情報等については、いかなる保証もいたしません。また、揭示情報等によって参加者に生じた損害や参加者等同士のトラブル等について、一切の補償及び関与をいたしません。

(2)運営者は、本サービスからリンクされた第三者が運営するサイトに関して、いかなる保証もいたしません。

(3)運営者は、参加者が本サービスを使用できなかったことにより生じた損害について、いかなる場合においても、何等の責任を負いません。また、本サービスが、いかなる参加者の使用環境の下でも正確に動作しうる旨の保証はいたしません。

2 前項及び本規約における、運営者の責任を免責する規定は、運営者が民法上責任を負うべき場合は、通常生ずべき損害(逸失利益等を除くものとします)の範囲で責任を負うものと読み替えるものとします。

3 前項及び本規約における、運営者の責任を免責し、または責任を制限する規定は、運営者に故意または重大過失があったときについては、その規定を適用しないものとします。

(有効期限)

第14条 本規約は、本サービスの運営が終了するまで有効です。

2 参加者は、本規約に基づいて本サービスを利用できますが、参加者が本サービスの取扱いについて、著作権法その他の法令又は本規約の内容に違反したときは、運営者からの通知無く、利用を禁止するものとし、ます。

(本サービスの運営変更・追加・停止・終了)

第15条 運営者は、都合により、特段の通知・承諾なく、本サービスの全部又は一部の内容若しくは仕様の変更又は追加を行うことができます。また、災害、事故その他緊急事態が発生した場合は、本サービスの全部または一部を停止する場合があります。なお、事前の通知なく本サービスの内容等を変更、停止等したことにより、参加者又は第三者が損害を受けたとしても、運営者は一切の責任を負いません。

2 運営者は、1か月以上前の通知により本サービスの全部又は一部を終了することができます。

(規約の改訂)

第16条 区は、参加者に同意を得る場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を改訂できるものとします。

(1)本規約の改訂が、参加者の一般の利益に適合するとき

(2)本規約の改訂が、本規約に基づく本契約の目的に反せず、かつ、改訂の必要性、改訂後の内容の相当性、改訂の内容その他の改訂に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 本規約を改訂する場合、改訂後の規約を新宿区公式ホームページに掲載することで、改訂日より発効するものとします。

3 改訂に係る参加者への通知は、アプリ又はデータ送信端末のお知らせ機能により行います。

(一般事項)

第17条 本規約は、日本法の適用を受け、日本法に基づき解釈されるものとします。また、本規約に関わる紛争の第一審の専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とします。

(その他)

第18条 参加者は、本規約に定めのない事項について、別途区条例、規則、要綱その他区の定めるところに従うものとします。

附則

本規約は、平成30年8月27日から実施します。

本規約は、平成31年1月31日から実施します。

本規約は、令和元年5月5日から実施します。

本規約は、令和3年5月17日から実施します。